

## 第1条関係資料

### 富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号）新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第3章 情報公開の総合的な推進（第21条—<u>第25条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第26条—第29条</u>）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>イ 図書館その他<u>これ</u>に類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p><u>（開示請求権）</u></p> <p>第5条 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第3章 情報公開の総合的な推進（第21条—<u>第26条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第27条—第30条</u>）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>イ 図書館その他<u>これら</u>に類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p><u>（公文書の開示を請求できるもの）</u></p> <p>第5条 （略）</p>

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに掲げる情報（次条から第10条までにおいて「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報  
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに掲げる情報（次条から第10条までにおいて「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定

\_\_\_\_\_の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令及び\_\_\_\_\_条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報  
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2

条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政  
法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地  
方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）  
である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であ  
るときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行  
の内容に係る部分

(2) (略)

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地  
位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に  
支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理  
由がある情報

(4) (略)

(5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公に  
することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質  
上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるも  
の

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る  
事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若し  
くは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそ  
れ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の  
利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当  
に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障

条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政  
法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地  
方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）  
である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であ  
るときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行  
の内容に係る部分

(2) (略)

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地  
位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に  
支障を及ぼすおそれがあると認められる  
\_\_\_\_\_情報

(4) (略)

(5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公に  
することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質  
上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるも  
の

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る  
事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若し  
くは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそ  
れ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の  
利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当  
に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障

を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業  
又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正  
当な利益を害するおそれ

(6)・(7) (略)

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。次項において同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 (略)

4 実施機関は、前項の場合において、当該公文書が期間の経過により開示ことができ、かつ、その期日を明示することができるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(事案の移送)

第12条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等  
をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移

を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等  
又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の  
正当な利益を害するおそれ

(6)・(7) (略)

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 (略)

4 実施機関は、前項の場合において、当該公文書が期間の経過により開示でき、かつ、その期日を明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。  
この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第13条 開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る市以外のものに対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 （略）

（開示の実施）

第14条 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

2 （略）

（第三者保護に関する手続）

第13条 開示請求に係る公文書に市以外のものに関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る市以外のものに対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 （略）

（開示の実施）

第14条 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行う。

2 （略）

3 開示の決定に基づき公文書の開示を受けるものは、実施機関が定めるところにより、当該開示の決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければな



極的に情報を提供するとともに、高度な情報技術を活用する等情報提供施策の拡充に努めるものとする。

2 (略)

(会議の公開)

第24条 (略)

(出資法人等の情報公開)

第25条 市が出資その他の財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの(以下この条において「出資法人」という。)及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(出資法人を除く。以下この条において同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開及び指定管理者が保有する情報であって当該指定管理者が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 (略)

(公文書の管理)

第26条 (略)

(文書検索目録等の作成等)

第27条 (略)

(実施状況の公表)

第28条 (略)

(委任)

第29条 (略)

極的に情報を提供するとともに、高度な情報技術を活用する等情報提供施策の拡充に努めるものとする。

2 (略)

(会議の公開)

第25条 (略)

(出資法人等の情報公開)

第26条 市が出資その他の財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの(以下この条において「出資法人」という。)及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下この条において「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報及び \_\_\_\_\_ 指定管理者が保有する情報であって当該指定管理者が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 (略)

(公文書の管理)

第27条 (略)

(文書検索目録等の作成等)

第28条 (略)

(実施状況の公表)

第29条 (略)

(委任)

第30条 (略)

## 第2条関係資料

富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号）新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第2章 個人情報の保護</p> <p>    第1節 個人情報の取扱い(第6条—第13条)</p> <p>    第2節 保有個人情報の開示及び訂正等(第14条—第32条)</p> <p>第4章 雑則 (第37条—<u>第42条</u>)</p> <p>第5章 罰則 (<u>第43条—第46条</u>)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報</u></p>	<p>目次</p> <p>第2章 個人情報の保護(<u>第6条—第32条</u>)</p> <p>    第1節 個人情報の取扱い(第6条—第13条)</p> <p>    第2節 保有個人情報の開示及び訂正等(第14条—第32条)</p> <p>第4章 雑則 (第37条—<u>第43条</u>)</p> <p>第5章 罰則 (<u>第44条—第47条</u>)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 個人情報 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u></p>



と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項\_\_\_\_\_に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(9) (略)

(10) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録

のうち、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他これに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(11) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 (略)

2 実施機関の職員

は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派

(7) (略)

(8) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）のうち、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他これらに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(9) 電子計算組織 電子的機器を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(実施機関 の責務)

第3条 (略)

2 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職を含む。第44条及び第46条において同じ。）は、職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。



(5)・(6) (略)

(7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。

(8) (略)

4 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

5 (略)

(個人情報取扱事務の登録等)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(5)・(6) (略)

(7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

(8) (略)

4 実施機関は、前項第4号又は第8号の規定により個人情報を収集したときは、速やかに、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 (略)

(個人情報取扱業務の登録等)

第7条 実施機関は、個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱業務の名称

(3) 個人情報取扱事務の目的及び概要

(4) (略)

(5) 個人情報の記録項目

(6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) その他実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に関する個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与、服務若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。）

(2) 収集から1年以内に廃棄し、又は消去することとなる個人情報のみを記録する公文書を取り扱う個人情報取扱事務

(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報を取り扱う個人情報取扱事務

(4) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う個人情報取扱事務

(5) 物品若しくは金銭を送付し、若しくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付、受領又は連絡に必要な事項のみを取り扱う個人情報取扱事務

3 実施機関は、第1項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4・5 (略)

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)

(2) 個人情報取扱業務の目的及び概要

(3) (略)

(4) 個人情報の項目

(5) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する業務であって専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定により届け出た個人情報取扱業務を廃止し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4・5 (略)

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) ・ (3) (略)

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(5) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは国等（以下この号において「他の実施機関等」という。）に提供する場合で、利用する実施機関又は提供を受ける他の実施機関等において事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。

(6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。

(7) 本人以外の者に提供する場合で、当該提供が明らかに本人の利益となるとき。

(8) (略)

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用等をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称

第8条 実施機関は、個人情報取扱業務の目的の範囲を超える保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき\_\_\_\_\_。

(2) ・ (3) (略)

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(5) 目的外利用等をする場合において、当該保有個人情報を使用することについて相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

(6) (略)

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用等をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 目的外利用等をした個人情報取扱業務の名称

(2)・(3) (略)

(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

3・4 (略)

(オンライン結合による提供)

第9条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするときは、あら

(2)・(3) (略)

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

4 実施機関は、第2項第4号又は第6号の規定により目的外利用等をしたときは、速やかに、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

3・4 (略)

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して保有個人情報を処理する場合には、当該実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外の者が管理する電子計算組織その他の機器を通信回線により結合してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて特に必要があると認められたとき。

2 前項の規定において、電子計算組織の結合により提供した保有個人

はじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(4) 出版、報道等により公にされているとき。

(5) 国等に提供するとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たって、保有個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(委託等に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するとき、又は公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。次条、第40条及び第43条において同じ。)の管理を指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次条、第40条及び第43条において同じ。)に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第12条 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者(その者から当該委託に係る個人情報取扱事務の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。)又は指定管理者は、第10条第1

情報の保護が適切に講じられず、個人の権利利益を不当に侵害していると認めるときは、審議会の意見を聴いて保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じ、速やかに、その内容を審議会に報告しなければならない。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱業務の実施に当たって、保有個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(委託等に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱業務を委託するとき、又は公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。次条及び第44条 \_\_\_\_\_において同じ。)の管理を指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次条及び第44条 \_\_\_\_\_において同じ。)に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第12条 実施機関から個人情報取扱業務の委託を受けた者 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_又は指定管理者は、第10条第1



項各号及び第2項に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。

2 前項の委託を受けた者が行う業務又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(提供先に対する措置要求)

第13条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する 場合において必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法 の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(開示請求権)

第14条 (略)

2 次の各号に掲げる者（次条第2項及び第3項並びに第16条第2号及び第3号において「代理人」という。）は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。この場合において、本人が未成年者で満15歳以上のものであるときは、本人の同意を得るものとする。

(1)・(2) (略)

(開示請求の手続)

第15条 (略)

2 開示請求をする者 \_\_\_\_\_ は、実

項各号及び第2項に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。

2 前項の委託を受けた者が行う業務又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を \_\_\_\_\_ 他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(提供先に対する措置要求等)

第13条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を外部提供する 場合において必要があると認めるときは、提供を \_\_\_\_\_ 受ける者に対し、当該保有個人情報の使用 \_\_\_\_\_ の目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講じるよう指導しなければならない \_\_\_\_\_ 。

(開示請求)

第14条 (略)

2 次の各号に掲げる者（第2号を除き、以下 \_\_\_\_\_ 「代理人」という。）は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。この場合において、本人が未成年者で満15歳以上のものであるときは、本人の同意を得るものとする。

(1)・(2) (略)

(開示請求の方法)

第15条 (略)

2 開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）は、実

施機関に対し、自己が当該開示請求に係る自己情報の本人又はその代理人であることを確認するために実施機関が定める必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 (略)

4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、当該実施機関は、当該開示請求者に対して、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

5 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 第14条第1項の規定による開示請求に係る請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 第14条第2項の規定による代理人による開示請求に係る本人に関する情報であって、開示することにより、当該本人の利益に反すると認められるもの

(3) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を

施機関に対し、自己が当該開示請求に係る自己情報の本人又はその代理人であることを確認するために規則で 定める必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 (略)

4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者 に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、当該実施機関は、当該開示請求者に対して、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

5 (略)

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めにより、開示することができないと認める情報

(2) 個人の評価、判定、指導、選考、試験、相談その他これらに類する事項に関する情報であつて、開示することにより、当該評価、判定、指導、選考、試験、相談その他これらに類する事項に著しい支障を及ぼすと認めるもの

除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（4） 法人その他の団体（国等を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要で

あると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

(3) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共安全及び秩序の維持に支障を及ぼすと認める  
\_\_\_\_\_情報

(4) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ\_\_\_\_\_、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は\_\_\_\_\_特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を与えると認める\_\_\_\_\_もの

(5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるもの\_\_\_\_\_その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認める\_\_\_\_\_もの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報\_\_\_\_\_

イ 交渉\_\_\_\_\_又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に侵害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 個人の評価、判定、指導、選考、試験、相談その他これらに類する事項に関する情報であって、開示することにより、当該評価、判定、指導、選考、試験、相談その他これらに類する事項に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(9) 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に侵害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす情報

(6) 市、国等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認める情報を除く。

ア 開示することにより、第三者の正当な権利利益を著しく侵害すると認めるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認めるもの

(7) 未成年者の法定代理人により開示請求がなされた情報であって、開示請求の対象となった保有個人情報の開示をすることが当該未成年者の権利利益に反すると認めるもの



開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。次項において同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないとき、又は前項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、前2項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示することができ、かつ、その期日を明示することができるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第21条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）  
\_\_\_\_\_は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にならなければならない。ただし、第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日の

ときは、全部を開示する旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、一部を開示する旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報が存在しないとき、及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。第22条第3項において「非開示」という。）は、全部を開示しない旨の決定をし、当該開示請求者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第21条 前条 \_\_\_\_\_の決定（以下「開示決定等」という。）  
については、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にならなければならない。ただし、第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日か

翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

( \_\_\_\_\_ 事案の移送)

第22条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第20条第1項の決定(以下「開示の決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該 \_\_\_\_\_ 開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報のうち市、国等及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれていると

ら起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示請求の事案の移送)

第22条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定等をしたときは、当該実施機関は、保有個人情報の開示、部分開示又は非開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該保有個人情報の開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報のうち第三者に関する情報が記録されている



きは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第16条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認めるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

3 (略)

(開示の実施)

第24条 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、視聴又は閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

2 自己情報の開示を受けようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求者であることを証明するために、実施機関が定める必要な

ときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の名称その他必要な事項を書面により通知し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第16条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認めるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

3 (略)

(開示の実施)

第24条 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、視聴又は閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

2 自己情報の開示を受けようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求者であることを証明するために、規則で定める必要な

書類を提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求及び開示の特例)

第25条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報に限り、当該保有個人情報に係る自己情報の開示請求をしようとする者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該自己情報の本人であることを確認するために必要な書類を提示し、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第20条及び前条の規定にかかわらず、本人であることを確認して、実施機関が別に定める方法により、開示するものとする。

(訂正等の請求権)

第26条 (略)

2 何人も、自己情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項及び第2項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該自己情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

3 (略)

書類を提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求及び開示の特例)

第25条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報に限り、当該保有個人情報に係る自己情報の開示を請求しようとする者は、当該 \_\_\_\_\_ 自己情報の本人であることを確認するために必要な書類を提示し、口頭により開示の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、本人 \_\_\_\_\_ であることを確認して、実施機関が別に定める方法により、開示するものとする。

(訂正等の請求)

第26条 (略)

2 何人も、自己情報(情報提供等記録を除く。 \_\_\_\_\_)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項及び第2項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該自己情報の利用の停止又は消去

(2) (略)

3 (略)

(訂正等の請求の手続)

第27条 (略)

2 (略)

3 第15条第2項から第5項までの規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する措置)

第28条 (略)

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき(訂正等の請求に係る保有個人情報が存在しないとき、及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。)は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、その旨  
\_\_\_\_\_を書面により通知しなければならない。

3 第20条第3項の規定は、前2項に規定する決定について準用する。

(\_\_\_\_\_事案の移送)

第30条 (略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第30条の2 実施機関は、第28条第1項の規定により保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面

(訂正等の請求の方法)

第27条 (略)

2 (略)

3 第15条第2項から第4項までの規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する措置)

第28条 (略)

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき(訂正等の請求に係る保有個人情報が存在しないとき、及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。)は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 第20条第3項後段の規定は、前2項に規定する決定について準用する。

(訂正等の請求の事案の移送)

第30条 (略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第30条の2 実施機関は、第28条第1項の規定により保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者  
\_\_\_\_\_(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面

により通知するものとする。

(他の制度等との調整)

第31条 この条例の規定は、他の法令等の規定により保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合 \_\_\_\_\_ における当該保有個人情報の開示については、適用しない。

2・3 (略)

(手数料等)

第32条 (略)

2 第24条第1項の規定により自己情報の写しの交付 \_\_\_\_\_ を受ける者は、当該 \_\_\_\_\_ 写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情処理)

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報 \_\_\_\_\_ の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報保護制度に関する事務の改善等)

第37条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

により通知するものとする。

(他の制度等との調整)

第31条 この条例の規定は、他の法令等の規定による保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他 写しの交付を受けることができる場合又は保有個人情報の開示の請求ができる場合における当該保有個人情報の開示については、適用しない。

2・3 (略)

(開示手数料等)

第32条 (略)

2 第24条第1項の規定により自己情報の写しの交付又は送付を受ける者は、規則で定める写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情の申出)

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う保有個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報保護制度に関する業務の改善等)

第37条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する業務を公正かつ能率的に運営するため、当該業務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(事業者に対する措置)

第38条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っていると認め

(検索資料の作成等)

第38条 (略)

(実施状況の公表)

第39条 (略)

(出資法人等の個人情報の保護)

第40条 市が出資その他の財政支出等を行う法人であつて、実施機関が定めるもの(以下この条において「出資法人」という。)及び指定管理者(出資法人を除く。以下この条において同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する個人情報の保護及び指定管理者が保有する個人情報であつて当該指定管理者が管理を行う公の施設に関するものの保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

るときは、当該事業者に対し、その是正若しくは中止を指導し、又は勧告をすることができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に意見の聴取をした上で、審議会の意見を聴かななければならない。

(検索資料の作成等)

第39条 (略)

(実施状況の公表)

第40条 (略)

(出資法人の講ずる措置)

第41条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの(次項において「出資法人」という。)は、その保有する個人情報の保護に関し、この条例に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう

(国等との協力)

第41条 (略)

(委任)

第42条 (略)

第43条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第3条第3項に規定する実施機関に派遣されている者若しくは実施機関に派遣されていた者又は第12条第1項の委託を受けた者が行う業務若しくは指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第44条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 (略)

第46条 (略)

指導に努めるものとする。

(国等との協力)

第42条 (略)

(委任)

第43条 (略)

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_又は第12条第1項の委託を受けた者が行う業務若しくは指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 (略)

第47条 (略)